

神奈川県社会福祉関係者等表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県内の民間社会福祉施設等において多年にわたり社会福祉事業に貢献しその功績が顕著なものを表彰し、社会福祉の向上に寄与するため、表彰の取扱いに関する規程（昭和41年神奈川県訓令第7号）第3条第2項に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 この表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 社会福祉施設等の長又は社会福祉法人の役員であって、社会福祉施設等の長として2年以上の経歴を有し、かつ、社会福祉施設等の長としての経歴及び社会福祉法人の役員歴を通算して原則として15年以上となる者（同一期間に複数の該当経歴がある場合は、合算しない）
- (2) 県、市、郡又は町単位の社会福祉団体等の役員であって、役員歴が原則として15年以上の者
- (3) 医師、看護師、保育士、介護職員、指導員等であって、社会福祉施設等での従事年数が原則として15年以上の者
- (4) 薬剤師、栄養士、調理師、用務員、事務員等であって、社会福祉施設等での従事年数が原則として20年以上の者
- (5) 多年にわたりボランティア活動を行っているものであって、概ね10年以上にわたり、社会福祉施設等の運営に対し協力、援助したもの又は、社会奉仕活動として社会福祉等の向上に特に貢献したもの
- (6) 知事が特に認めたもので、その功績が著しいものと認められる高齢者又は特に表彰を行うことにより、今後社会福祉等の向上に大きく寄与することが期待されるもの

2 前項第1号から第4号に規定するものは、次の各号全てに該当する者でなければならない。

- (1) 年齢40歳以上の者
- (2) 過去において社会福祉の功労により市町村長の表彰又は、神奈川県社会福祉協議会会長の表彰を受けた者（ただし、神奈川県社会福祉関係者等表彰実施要領第3条第1項第2号又は第3号に規定する施設等の長若しくは従事者、又は同条第3項第2号に規定する団体の役員については、この限りでない。また、市町村に表彰制度がないなど特別の理由があるときは、当該市町村における功績及び評価等について記載した市町村長の意見書（様式は任意）を添付することとする。）
- (3) 推薦年度及び推薦年度を除く過去3年度において、候補者が勤務する施設等及び同一法人内の他の施設等が、指導、監査で勧告以上の行政指導又は行政処分を受けていない、かつ候補者が勤務する施設等で、職員による個人情報流出、虐待その他の不祥事（以下「不祥事」という。）を起こしていないこと

(被表彰候補者の推薦)

第3条 次の各号に掲げる者は、前条の表彰対象者に該当するものの中から候補者を推薦するものとする。

- (1) 社会福祉施設等の設置者
- (2) 社会福祉団体等の長
- (3) 市町村長

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、前条の規定により推薦された候補者の中から審査会において選考し、知事が決定する。

- 2 推薦年度及び推薦年度を除く過去3年度に、候補者の属する法人内の他の施設等で社会的影響が大きいと判断される不祥事を起こした場合、選考しないことができる。
- 3 同一の推薦者から複数の推薦があった場合は、原則として、第2条第1項各号上位2名(団体)以内を選考する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、知事が表彰状を授与することにより行う。この場合において、記念品を贈ることができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、原則として毎年1回行う。ただし、特別の理由があるときはこの限りでない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年7月1日から施行する。
- 2 神奈川県社会福祉関係者知事表彰要綱(昭和45年9月11日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年6月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第1号の「厚生労働大臣表彰」には、従前の「厚生大臣表彰」を含むものとする。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月13日から施行する。